

	商工労働部企業誘致課
	平成 19 年 06 月 15 日
改正	平成 20 年 04 月 01 日
改正	平成 22 年 12 月 21 日
改正	平成 22 年 12 月 24 日
改正	平成 23 年 04 月 01 日
改正	平成 25 年 04 月 01 日
改正	平成 26 年 10 月 09 日
改正	令和元年 07 月 19 日
改正	令和 2 年 01 月 29 日
改正	令和 4 年 07 月 20 日
改正	令和 6 年 07 月 29 日
廃止	令和 8 年 1 月 9 日

この運用は、高知県企業立地促進要綱、高知県企業立地促進要綱実施要領、高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱及び高知県企業立地促進事業費補助金産業振興計画特別加算取扱要領（以下「本要綱」という。）に係る用語の定義及び取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

I 共通事項

1 企業の区分について

(1) 県内企業

登記簿に記載された本店の所在地が県内である企業のうち、(2)イに該当しないものをいう。

(2) 県外企業

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 登記簿に記載された本店の所在地が県外である企業

イ アの子会社若しくは関連会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条の規定による子会社及び関連会社をいう。）である県内企業

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合のうち、アが出資総額の 25%以上を拠出しているもの

2 共同事業の取扱いについて

企業が自らの子会社又は関連会社と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うものとする。なお、この場合、本要綱に定める手続は出資関係に応じ次のとおり行うものとする。

ア 完全子会社（100%出資子会社）と共同で実施する事業の場合
完全親会社が代表して行う。

イ ア以外の子会社又は関連会社と共同で実施する事業の場合
共同で事業を実施するすべての企業が連名で行う。

3 企業指定の対象たる指定外用地について

知事が別に定めるコールセンター等の業務を行うオフィスを除いては、次のいずれかに該当する一団の土地をいうものとする。

(1) 県又は市町村が誘致した企業が現に立地している土地

(2) 市町村の長又は知事との間において立地についての事前協定（当該市町村又は県の役割が明記されたものに限る。）を締結した企業が取得等（取得又は借上げをいう。以下同じ。）を行うとする土地

(3) 周辺の操業環境並びに工業用水及び進入路等のインフラ環境に現状支障がなく、かつ、工場の新増設によって支障が生じる恐れがないと認められる土地

4 新增設の区分について

(1) 新設

県内に既存の工場等（企業が事業の用に供する施設をいう。以下同じ。）を有しない企業が、

取得等を行った県内の指定用地等（指定用地及び指定外用地をいう。以下同じ。）へ工場等を設置する場合をいう。

(2) 増設

次のいずれかに該当するものをいう。

①純増設

ア 敷地内純増設

企業が企業指定日より前から取得等をしている土地（親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地も同様）に工場等を設置する場合。（製造業について、既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合を含む。）

イ 敷地外純増設

（ア）県内に既存の工場等を有する企業が新たに取得等を行った県内の指定用地等へ工場等を設置する場合で②に該当しないもの。

（イ）企業が企業指定日より前から取得等をしている土地に工場等を設置することに伴い、新たに必要となる施設を、新たに取得等を行う県内の指定用地等へ設置する場合。

②移転増設

県内に既存の工場等を有する企業が、当該工場等を取得等を行った指定用地等へ移転させる場合のうち、移転前後における土地等の面積又は建物の延べ床面積（「建物の延べ床面積」は、登記簿に記載された床面積（当該建物が登記されていない場合は、固定資産税の課税の基礎となった床面積）とする。ただし、本県以外にも工場等を有する場合、本社機能の用に供する建物の床面積は除く。Ⅱ i 2 (11)イにおいて同じ。）が増加する場合をいう。

5 製造業に係る「工場等について」

「事業の用に供する施設」のうち、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第2条に規定する生産施設をいう。

6 操業開始日

(1) 立地企業指定申請書（変更承認を受けた場合は変更後）に記載された事業計画に従い主たる製造品目の生産活動を開始した日をいう。

(2) 試験操業（機械設備を調整しながら一部の操業を行う場合など）の期間は操業として扱わない。

(3) 事業完了前に一部の操業を開始する場合は、全部の操業を開始した日を操業開始日として扱う。

(4) 天災地変その他補助対象事業者の責めに帰することができない事由により、本要綱に定める期間内に操業を開始することができないときは、その理由を明示した書面により期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長期間は、県と補助対象事業者との間の協議のうえ定める。

7 共同研究

高知工科大学、高知大学及び高知工業高等専門学校等の県内教育機関並びに高知県工業技術センター及び公益財団法人高知県産業振興センター等の公的な試験研究機関と契約を締結して行う共同研究をいう。

8 事業の着手予定日

敷地内純増設のうち、既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合にあっては、減価償却資産に係る売買契約を締結しようとする日をいう。

Ⅱ 高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱に関連する事項

i 新增設事業

1 県内新規雇用者

(1) 指定工場等（企業指定に係る工場等をいう。以下同じ。）の設置に伴い補助対象事業者が新たに雇用した、雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として第9条の規定に基づく確認を受

けている者のうち、県内に住所を有し、継続して6ヵ月以上雇用される常用雇用者（日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）別表第一の二の表若しくは五の表若しくは別表第二に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者に限る。以下同じ。）をいうものとする。ただし、雇用奨励金の対象は、常用雇用者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上である者（法別表第一の二の表に規定する在留資格のうち、技能実習及び特定技能（第1号に掲げるものに限る。）をもって在留する者を除く。）とする。

なお、常用雇用者であっても、給与が時給制等の者は、原則、非正規社員として取り扱う。

また、常用雇用者の確認は雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条の規定により公共職業安定所長から送付されるものをいう。）の写し等により行うものとする。

- (2) 補助対象事業者の他事業所から指定工場等へ配置転換となった者は県内新規雇用者として扱わない。

ただし、新增設する指定工場等への配属を前提に、補助対象事業者の他事業所において研修等の目的で採用した者のうち操業開始後1年以内に当該指定工場等に配置転換となった者は県内新規雇用者に含むものとする。

- (3) 14(2)に定義する増設に係る企業指定にあつては、添付資料に基づき申請日の直近1週間以内の時点の従業員数（雇用保険の被保険者数）と、その日から6ヵ月前の月末時点の従業員数を比較し、どちらか多い方の人数を県内新規雇用者数の算定の基礎とする。
- (4) 立地企業指定申請書の提出日から実績報告書の提出日までの間において、補助対象事業者の都合により常用雇用者を解雇した場合は当該解雇者数を、自己都合により退職した場合は当該退職者数を、県内新規雇用者数から控除するものとする。

2 補助対象経費たる「投下固定資産額」について

- (1) 指定工場等の新增設に伴って取得される土地、建物及びその附属設備並びにその他の減価償却資産のうち、貸借対照表に固定資産として計上されるものを投下固定資産として扱う。
- (2) 建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）とは、減価償却資産のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に掲げる資産をいう。
- (3) その他の減価償却資産とは、減価償却資産のうち法人税法施行令第13条第2号及び第3号並びに第6号及び第7号に掲げる資産（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）をいう。
- (4) 土地の取得費には、当該土地の取得価額に算入される土地の造成又は改良費を含む。
- (5) 建物又は構築物（取得後に取り壊すもの）が附属する土地の取得費には、当該土地の取得価額に算入される建物等及び構築物の取得費並びに取壊し費用を含む。
- (6) 土地を民間の取引で取得する場合、当該土地に係る取得時点の固定資産税評価額を投下固定資産額の上限とする。
- (7) 減価償却資産については、交付決定日から指定工場等の操業開始後6ヵ月が経過する日までの間に取得するものを投下固定資産額として扱う。

ただし、納期が遅延した等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。この場合、概算払請求書又は実績報告書にその理由を記載した書面を添付するものとする。

- (8) 補助対象事業者が自ら建設、製作又は製造した減価償却資産については、貸借対照表へ固定資産として計上される取得価額を投下固定資産額として扱うものとする。
- (9) その他の減価償却資産については、県外企業である補助対象事業者の県外事業所から指定工場等へ移設するものに係る移設費並びに県外事業所において1(2)ただし書に規定する者の研修目的で取得等を行い、指定工場等の操業開始時に移設するものの取得費及び移設費を投下固定資産額として扱う。ただし、移設費については資本的支出に該当するものに限ることとし、収益的支出（修繕費）に該当するものは含めないものとする。
- (10) 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引（ファイナンス・リース）による建物等及びその他の減価償却資産については、リース料総額のうち取得原

価相当額（貸借対照表へ固定資産として計上されるべき額をいう。）を投下固定資産額として扱う。

なお、ファイナンス・リースは物件引渡時において売買があったものとして扱われるため、原則として借手（補助対象事業者）の貸借対照表へ固定資産として計上されるものであるが、少額資産である等の理由により例外的に借手が貸借対照表へ計上しない場合は、リース会社へファイナンス・リースであることを確認できたものを投下固定資産額とする。

また、取得原価相当額は、リース契約書及び貸借対照表（固定資産台帳）によって確認を行うものとする。

- (11) 移転増設の場合における土地、建物等及びその他の減価償却資産のうち構築物の取得費については、次に掲げるものを投下固定資産額として扱うものとする。

ア 土地

移転後土地の取得費（移転前土地が補助対象事業者と出資関係のない者から賃借していたものであった場合に限る。）

ただし、移転前土地に指定企業と出資関係のない者から賃借していた土地と、指定企業が所有する土地が混在する場合は、移転後土地の取得費から移転前土地のうち当該所有土地に係る時価相当額を控除した額（「時価相当額」は、移転前用地の固定資産税評価額を7割で割り戻した額とする。また、当該控除後の額が負の値になる場合は、移転後土地の取得費を投下固定資産額として扱わないものとする。）

イ 建物等及び構築物

次式により算定した額

$$\text{移転後建物等・構築物の取得費} \times \frac{(\text{移転後建物の延べ床面積} - \text{移転前建物の延べ床面積})}{\text{移転後建物の延べ床面積}}$$

- (12) 投下固定資産額には以下の経費は含まないものとする。

ア 固定資産の取得に附随する租税公課（消費税及び地方消費税、登録免許税、印紙税、不動産取得税、建築確認申請手数料など）

なお、固定資産の取得価額に算入された場合であっても、投下固定資産額には含めない

イ 法人税法施行令第133条の2に規定する一括償却を適用しているもの

ウ 減価償却資産のうち、耐用年数が1年未満又は消費税額を除く取得費若しくは取得原価相当額が10万円未満のもの（参考：法人税法上は10万円未満であるかどうかの判定は、その適用している税抜経理又は税込経理の方式により算定した金額による）

エ ii 福利環境施設整備事業の対象経費となったもの

オ 国庫補助事業の対象経費となったもの（産業振興計画特別加算が適用される場合を除く）

カ 他の県単独補助事業の対象経費となったもの（国庫補助事業と同一の対象経費について、国費へ継ぎ足して産業振興計画特別加算を適用する場合にあってはこの限りでない）

キ 車両及び運搬具のうち、自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものであって、高知県外の自治体の税収となる登録等になっているもの

ク 補助対象事業者が本県以外に工場等を有する場合、減価償却資産のうち本社機能の用に供するもの

なお、建物等の内部に本社機能の用に供する部分が含まれる場合は、次式により算定した額を補助対象経費から控除する。

$$\text{建物等・構築物の取得費} \times \frac{\text{建物のうち本社機能部分の延べ床面積}}{\text{登記簿に記載された建物の床面積}}$$

ケ 一般消費者向けの製品販売スペースを設ける場合、減価償却資産のうち当該用途に供するもの

なお、建物等の内部に当該スペースが含まれる場合は、次式により算定した額を補助対象経費から控除する。

$$\text{建物等・構築物の取得費} \times \frac{\text{建物のうち製品販売スペースの延べ床面積}}{\text{延べ床面積}}$$

- (13) 補助対象事業者が概算払請求書又は実績報告書に添付すべき固定資産台帳が、決算未了につき未調製の場合は、決算終了後において速やかに提出を受けるものとする。
- (14) 補助対象事業により取得した財産（以下「補助財産」という。）の処分について、補助金等交付規則第19条に基づき知事が事前に承認しうる場合の例示は次のとおりとする。
- ア 補助対象事業者の地位を承継のうえ指定工場等の操業を行おうとする者に対する処分である場合
 - イ 陳腐化等の理由により補助対象事業者自らが補助財産を更新する場合
 - ウ 補助対象事業者に係る指定工場等以外の工場等との間において補助財産を相互に移設する場合であって、かつ、当該移設が指定工場等の能力増強につながるものであると認められる場合

ii 福利環境施設整備事業

1 補助対象事業

指定工場等の新增設に伴う整備事業であること。

2 増設の場合における面積要件の取扱い

- (1) 純増設のうち新たに取得する土地が隣接地など同一の指定用地内のものであって、かつ、既に操業している工場等に係る敷地面積又は建築面積が本事業の面積要件を満たしていなかった場合は、既操業分と新設分を合計した全体の敷地面積又は建築面積により補助要件の判断を行うものとする。
- (2) 移転増設の場合、移転前後における敷地面積又は建築面積の差引増加分により補助要件の判断を行うものとする。

3 補助対象となる福利環境施設

(1) 福利厚生施設

①福利施設

運動場・体育館・プール等のスポーツ施設、集会所、託児所、保健施設等

②従業員用施設

通勤バス、従業員研修施設、食堂、休養室、社宅・独身寮等

※設備等を整備しないものや設備等が固定式でないものは補助の対象としない

※社宅等で特定個人のために設置するもの及び社宅等の借上げ料は補助の対象としない

(2) 環境施設

①環境保全施設

排水処理設備（合併処理浄化槽等生活排水処理設備を含む。）、産業廃棄物処理施設、リサイクル関連施設、その他公害防止施設

②環境施設

緑地、噴水・水流・池その他修景施設、広場（公園的に整備されているもの）、太陽光発電施設（発電される電気の販売を行わないもの）

4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費には租税公課は含めないものとする。
- (2) 福利環境施設を整備又は取得するために直接必要な経費が、建物等の建築工事一式に含まれており、証拠書類等によって確認できない場合は、補助対象経費は次式により算出するものとする。

$$\text{補助対象経費} = \text{補助対象施設の直接工事費} + \text{諸経費} \times \frac{\text{補助対象施設の直接工事費}}{\text{建物全体の直接工事費}}$$

なお、上式により難しい場合は、補助対象経費は次式により算出するものとする。

$$\text{補助対象経費} = (\text{建築工事費} - \text{屋外附帯工事}) \times \frac{\text{補助対象施設の面積}}{\text{建物の延べ床面積}}$$

※屋外附帯工事：建設主体工事以外の外構工事、緑化工事、舗装工事等

- (3) 他の補助金の対象経費となった施設については補助対象外とする。

5 「建築面積」について

建築面積は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号の測定方法によるものとする。

6 「延べ床面積」について

製造施設（試験研究施設、生産技術関連施設、検査所、倉庫及び出荷・輸送関連施設等）の面積をいうものとし、事務所、福利厚生施設等の面積は含めない。

※検査所：製造工程の一環として製品の検査を行う検査所・試験室をいう。

※倉庫：もっぱら原材料、製品、危険物その他の物資の保管に使用されている倉庫をいい、倉庫に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所等を含む。

なお、移転増設の場合における補助額の算定基礎となる延べ床面積は、移転前後における差引増加分とする。

III 高知県企業立地促進事業費補助金産業振興計画特別加算取扱要領に関する事項

1 付加要件に係る「取引企業」について

原材料仕入先並びに製造工程（メンテナンスを含む。）及び運送に係る外注先をいう。

2 付加要件に係る「協力企業」について

原材料仕入先以外の取引企業であって、直接かつ継続的に補助対象事業者の生産をサポートする企業をいう。

IV 経過措置に関する事項

- 1 平成 20 年 4 月 1 日の改正時において、すでに本要綱に基づき企業指定及び交付決定を受けているものに係る I 4 (2) ①ア及び II i 2 (11) アの適用については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例によるものとする。

【関係法令】

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）

（定義）

第 8 条

- 3 この規則において「親会社」とは、他の会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。
 - 4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。
 - 一 他の会社等（民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等
 - 二 他の会社等の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社等
 - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
 - ロ 役員（法第 21 条第 1 項第 1 号（法第 27 条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下同じ。）若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第 6 項第 2 号ロにおいて同じ。）を行つていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。
 - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
 - 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社等であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社等
- 5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。
- 6 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。
 - 一 子会社以外の他の会社等（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の 100 分の 20 以上を自己の計算において所有している場合
 - 二 子会社以外の他の会社等の議決権の 100 分の 15 以上、100 分の 20 未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
 - イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
 - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。

- ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
- ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
- ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
- 三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 四 複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合
- 7 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下この項及び第122条第8号において「資産流動化法」という。）第2条第3項に規定する特定目的会社（第122条第8号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第3項及び第4項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する。
- 8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）

（種類）

第3条 中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）

（被保険者に関する届出）

第7条 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業（同条第1項又は第2項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合にあつては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業。以下同じ。）に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第33条第1項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第3項に規定する労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）についても、同様とする。

（確認）

第9条 厚生労働大臣は、第7条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）

（確認の通知）

第9条 公共職業安定所長は、法第9条第1項の規定による労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認をしたときは、それぞれ、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（様式第6号の2）又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（様式第6号の3）により、その旨を当該確認に係る者及びその者を雇用し、又は雇用していた事業主に通知しなければならない。この場合において、当該

確認に係る者に対する通知は、当該事業主を通じて行うことができる。

- 2 公共職業安定所長は、当該確認に係る者又は当該事業主の所在が明らかでないために前項の規定による通知をすることができない場合においては、当該公共職業安定所の掲示場に、その通知すべき事項を記載した文書を掲示しなければならない。
- 3 前項の規定による掲示があつた日の翌日から起算して7日を経過したときは、第1項の規定による通知があつたものとみなす。

工場立地法施行規則（昭和49年3月29日大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）

（生産施設）

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- 一 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という。）が設置される建築物
- 二 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附属施設であつて周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）

法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）

（リース取引に係る所得の金額の計算）

第64条の2 内国法人がリース取引を行つた場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃貸人から借借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃貸人又は借借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

- 2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。
- 3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。
 - 一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。
 - 二 当該賃貸借に係る借借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 4 前項第2号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成19年3月30日法律第6号）抄

（リース取引に係る所得の金額の計算に関する経過措置）

第44条 新法人税法第64条の2の規定は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係る同条第3項に規定するリース取引について適用する。

法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）

（減価償却資産の範囲）

第13条 法第2条第23号（減価償却資産の意義）に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

- 一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）
- 二 構築物（ドック、橋、岸壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- 三 機械及び装置
- 四 船舶
- 五 航空機
- 六 車両及び運搬具
- 七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）

八 次に掲げる無形固定資産（略）

九 次に掲げる生物（第7号に掲げるものに該当するものを除く。）（略）

（少額の減価償却資産の取得価額の損金算入）

第133条 内国法人がその事業の用に供した減価償却資産（第48条第1項第6号及び第48条の2第1項第6号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるものを除く。）で、前条第1号に規定する使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額（第54条第1項各号（減価償却資産の取得価額）の規定により計算した価額をいう。次条第1項において同じ。）が10万円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（一括償却資産の損金算入）

第133条の2 内国法人が各事業年度において減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの（第48条第1項第6号及び第48条の2第1項第6号（減価償却資産の償却の方法）に掲げるもの並びに前条の規定の適用を受けるものを除く。）を事業の用に供した場合において、その内国法人がその全部又は特定の一部を一括したもの（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた当該一括したものを含むものとし、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この条において「分割承継法人等」という。）に引き継いだ当該一括したものを除く。以下この条において「一括償却資産」という。）の取得価額（適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた一括償却資産にあつては、当該被合併法人等におけるその取得価額）の合計額（以下この項及び第12項において「一括償却対象額」という。）を当該事業年度以後の各事業年度の費用の額又は損失の額とする方法を選定したときは、当該一括償却資産につき当該事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該一括償却資産の全部又は一部につき損金経理をした金額（以下この条において「損金経理額」という。）のうち、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を36で除しこれに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額（適格組織再編成により被合併法人等から引継ぎを受けた当該被合併法人等の各事業年度において生じた一括償却資産につき当該適格組織再編成の日の属する事業年度において当該金額を計算する場合にあつては、当該一括償却資産に係る一括償却対象額を36で除し、これにその日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額。次項において「損金算入限度額」という。）に達するまでの金額とする。

（リース取引の範囲）

第131条の2 法第64条の2第3項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める資産の賃貸借は、土地の賃貸借のうち、第138条（借地権の設定等により地価が著しく低下する場合の土地等の帳簿価額の一部の損金算入）の規定の適用のあるもの及び次に掲げる要件（これらに準ずるものを含む。）のいずれにも該当しないものとする。

一 当該土地の賃貸借に係る契約において定められている当該賃貸借の期間（以下この項及び次項において「賃貸借期間」という。）の終了の時又は当該賃貸借期間の中途において、当該土地が無償又は名目的な対価の額で当該賃貸借に係る賃借人に譲渡されるものであること。

二 当該土地の賃貸借に係る賃借人に対し、賃貸借期間終了の時又は賃貸借期間の中途において当該土地を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

2 資産の賃貸借につき、その賃貸借期間（当該資産の賃貸借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限る。）において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額（当該資産を事業の用に供するために要する費用の額を含む。）のおおむね100分の90に相当する金額を超える場合には、当該資産の賃貸借は、法第64条の2第3項第2号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであることに該当するものとする。

3 法第64条の2第1項の規定により売買があつたものとされた同項に規定するリース資産につき同項の賃借人が賃借料として損金経理をした金額又は同条第2項の規定により金銭の貸付けがあつたものとされた場合の同項に規定する賃貸に係る資産につき同項の譲渡人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれるものとする。

建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）

（面積、高さ等の算定方法）

第 2 条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 建築面積 建築物（地階で地盤面上 1 メートル以下にある部分を除く。以下この号において同じ。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離 1 メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離 1 メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。ただし、国土交通大臣が高い開放性を有すると認めて指定する構造の建築物又はその部分については、その端から水平距離 1 メートル以内の部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成 9 年 6 月 20 日政令第 208 号）

（新エネルギー利用等）

第 1 条 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。次号及び第 6 号において「バイオマス」という。）を原材料とする燃料を製造すること。
- 二 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を熱を得ることに利用すること（第 6 号に掲げるものを除く。）。
- 三 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用すること。
- 四 冷凍設備を用いて海水、河川水その他の水を熱源とする熱を利用すること。
- 五 雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用すること。
- 六 バイオマス又はバイオマスを原材料とする燃料を発電に利用すること。
- 七 地熱を発電（アンモニア水、ペンタンその他の大気圧における沸点が百度未満の液体を利用する発電に限る。）に利用すること。
- 八 風力を発電に利用すること。
- 九 水力を発電（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。）に利用すること。
- 十 太陽電池を利用して電気を発生させること。

新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年 4 月 18 日法律第 37 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和 55 年法律第 71 号）第 2 条に規定する非化石エネルギー（以下この条において「非化石エネルギー」という。）を製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいう。